

# 令和8年度 陸運業のための各種安全教育及び研修会受講助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

## (事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、労働災害事故の防止を図るため、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に対し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部（以下「陸災防」という。）が実施する講習会の受講料の一部を助成する。

## (助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、255,000円とする。

## (助成対象)

第3条 青森県内に事業所を置く会員事業者

## (対象期間)

第4条 令和8年4月1日から令和9年3月末日までに受講したものを対象とする。

## (助成額及び講習の種類及び助成枠)

第5条 令和8年度に実施される下記講習に助成を行う。

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 安全衛生推進者能力向上教育      | 1名につき3,000円 |
| (2) 交通労働災害防止担当管理者教育    | 同 上         |
| (3) 荷役作業労働災害防止担当者教育    | 同 上         |
| (4) フォークリフト運転業務従事者安全教育 | 同 上         |
| (5) 積卸し作業指導者安全教育       | 同 上         |

2 助成金の交付は、一人につき各講習1回限りとする。

## (助成金交付)

第6条 青ト協及び陸災防との間で定める方法で助成を行う。ただし、第4条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

## (助成金の返還)

第7条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべ

てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

**(その他必要な事項)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。